

令和元年 10 月 17 日

令和元年台風第 19 号により被災された
勝又健康保険組合員（ご本人・ご家族）の皆様へ

勝又健康保険組合

令和元年台風第 19 号の影響により被災された 被保険者等に係る一部負担金等の取り扱いについて

このたびの災害により被災された組合員の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
標記の災害により、内閣府は「災害救助法」の適用を決定しました。適用地域（市町村）に在住する世帯の組合員、被扶養者に係る一部負担金等（原則医療費の 3 割が免除）の取り扱いについて、必要に応じ下記の措置を講じることをお知らせいたします。

なお、いずれも手続きが必要となりますので各事業所の担当者、もしくは当組合までお申し出ください。

記

◆ 法適用日：令和元年 10 月 12 日（茨城県の一部 10 月 13 日）

◆ 適用市町村

【茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、他 9 件】

詳細の市町村は内閣府のホームページを確認ください。 検索ワード（内閣府 防災）

◆ 措置内容

- ① 医療機関等窓口における一部負担金の猶予または免除（令和 2 年 2 月末日迄）
※すでに支払い済みの場合は後で精算が可能です。
- ② 保険証がない場合の医療機関の受診で保険証を提示できない（紛失・消失・手元に無い）場合でも、医療機関の窓口で「氏名・生年月日・連絡先・事業所名」を申し出れば受診が可能です。

◆ 対象となる被災

災害救助法の適用を受けた市町村における災害により、次のいずれかに該当する場合

- ・被保険者の居住していた住家の全半壊、全半焼、全流出の損害を受けた 状態
- ・被保険者が重篤な傷病を負った状態

◆ 徴収を猶予する一部負担金等の範囲

・一部負担金 ・保険外併用療養費／訪問看護療養費／家族療養費に係る自己負担額

以 上